

上市町若年・子育て世帯定住促進事業

上市町若年・子育て世帯定住促進事業が、令和6年4月1日より改正されました

上市町内の土地を取得した場合の補助事業

(1) 該当者

- ① 夫婦合わせて80歳未満の世帯
- ② 夫婦の年齢にかかわらず、中学生以下の子供がいる世帯
- ③ 世帯主が40歳未満で配偶者のいない世帯

(2) 住宅要件

申請する住宅部分の登記面積が75㎡以上の住宅

(3) 対象の行為

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に土地を購入し、住宅を建築し、建物の登記が令和7年3月31日までに完了するもの

(4) 補助金額

- ① 転入者(交付申請日の前日から2年以上継続して上市町外に住所を有していた世帯)
補助金額 **120万円** + 中学生以下の子供1人につき **20万円** 加算
- ② 町内在住世帯(①以外)
補助金額 **60万円** + 中学生以下の子供1人につき **20万円** 加算

(5) 別途補助金事業

- ① 新婚新生活支援補助金 上限60万円 詳しくは担当上市町役場 福祉課
- ② ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金 上限50万円 但し要件を満たす場合

補助申請の期限は 令和6年12月27日まで

お問い合わせ 上市町役場 建設課 管理建築班 (076)472-2477(直通)